

財団法人結核予防会福岡県支部寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、財団法人結核予防会福岡県支部（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡市中央区大名二丁目4番7号に置く。

2 本会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、福岡県の施策と相俟って、結核を中心とする疾病の予防、健康診断及び診療等社会公益に資する事業を行い、もって県民保健の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 結核を中心とする疾病の予防並びにそのための教育及び広報
- (2) 健康診断及び診療
- (3) 調査研究
- (4) 福岡結核予防センターの設置
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な施設の設置及び事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初、基本財産とされた財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 基本財産のうち現金は、銀行への定期預金、国債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ福岡県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 事業計画及び予算は、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、これを定めるものとする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 事業報告及び決算は、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得なければならない。

(長期借入金)

第13条 本会が資金の借り入れをしようとするときは、その年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 予算で定めるものを除き、本会が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経なければならない。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わ

る。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第16条 本会に、次の役員を置く。

理 事 16名以上24名以内
監 事 2名

2 理事のうち1名を支部長、1名以上3名以内を副支部長、5名以上8名以内を常任理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、本会の事業に関し知識経験のある者の中から、評議員会の意見を聴いて支部長がこれを委嘱する。

2 支部長は、理事の互選により定める。

3 副支部長及び常任理事は、理事会の意見を聴いて支部長がこれを委嘱する。ただし、副支部長のうち1名は、福岡県保健医療介護部長の職にある者をもってこれに充てる。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(職務)

第18条 支部長は、業務を統括し、本会を代表する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は欠けたときその職務を代行する。

3 常任理事は、支部長の指揮を受けて本会の業務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、本会の業務を議決する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産、会計及び業務の執行状況を監査すること。

(2) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したとき、これを理事会及び評議員会又は福岡県知事に報告すること。

(3) 前号の報告をするため必要があるとき、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第19条 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任する

までは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第21条 役員は、無給とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第22条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、支部長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、支部長の諮問に応ずる。

第4章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、本会の業務に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第25条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 支部長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第18条第5項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第26条 理事会は、支部長がこれを招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、支部長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第32条 本会に評議員14名以上18名以内を置く。

2 評議員は、本会の事業に密接な関係のある者又は特に功労のある者の中から、支部長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第19条、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員会において選任する。

- 3 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、支部長の諮問に応じ、必要な事項について審議する。
- 4 評議員会には、第26条及び第28条から第31条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福岡県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福岡県知事の許可を得て解散することができる。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福岡県知事の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第7章 組織及び職員

(組織)

第36条 本会の業務を処理するため、第4条に定める福岡結核予防センターのほか、県庁内診療所及び事務局を設置する。

(福岡結核予防センター及び県庁内診療所)

第37条 福岡結核予防センターにセンター長を、県庁内診療所に診療所長を置き、福岡結核予防センター及び県庁内診療所の運営は、それぞれセンター長及び診療所長が行う。

- 2 センター長は、第16条第2項に定める副支部長（第17条第3項ただし書きに該当するものを除く。）のうち1名を充てるものとする。
- 3 福岡結核予防センター及び県庁内診療所に、所要の職員を置く。
- 4 センター長、診療所長及び職員は、支部長が任免する。

(事務局)

第38条 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

- 2 事務局長及び職員は支部長が任命する。

(委任)

第39条 福岡結核予防センター、県庁内診療所及び事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、支部長が別に定める。

第8章 補則

第40条 この寄附行為に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、支部長が別に定める。

附 則

昭和29年12月12日

昭和37年 5月15日改正

昭和39年 6月16日改正

昭和39年12月25日改正

昭和40年 4月16日改正

昭和41年 4月 1日改正

昭和42年 6月29日改正

昭和43年 4月20日改正

昭和43年 8月 1日改正

昭和44年 4月 1日改正

昭和50年12月27日改正

昭和56年12月 5日改正

平成 6年 3月 2日改正

平成 9年 3月25日改正

平成10年 9月 8日改正

平成15年10月 1日改正

附 則

改正後の寄附行為は、福岡県知事の認可があった日から施行する。(平成20年7月7日)